

令和 6 年 6 月 20 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01331

研究課題名（和文）私法理論からみたプラットフォーム提供者の法的責任

研究課題名（英文）Civil Law Theory of the Legal Duties of Platform Providers.

研究代表者

角田 美穂子（SUMIDA, Mihoko）

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：10316903

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：社会経済活動のインフラがデジタルプラットフォーム化していく近未来を見据え、そこで起きる法的課題を的確に把握し、適切な法運用をどのように実現していけばよいのか。例えば、フィンテックサービスでは、従来は人間が「対面」で提供していたサービスにシステムつまり機械が担う「自動化」と「非対面化」がおこる。しかし、ここで機械化リスクにばかり目を奪われてしまうと「事の本質」を見失いかねない。20世紀初頭に穂積陳重が「電話と法律の関係」でおこなった考察の方法論に示唆を得て、技術革新などの社会経済の変化への「適応」を捉える「リーガルイノベーション」という法学コンセプトを提案し、いくつかの法解釈の提案をおこなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、技術や法制度の紹介ではなく、社会のインフラとしての「法」を支える理論を検討することに主眼を置いた、理論志向の研究である。欧州における一般個人データ保護規則（GDPR）と第2次金融資本市場指令（MiFID-II）が施行され、この間、データ・ガバナンスや金融サービス利用者保護の考え方が刷新されたが、それらを日本に紹介し、何らかの示唆を得てから対策を検討していたのでは、課題先進国である日本が課題解決先進国になることは期待できない。そこで、日本政府が掲げる近未来社会を実現できるような未来志向の新たな法学コンセプトを提案した。

研究成果の概要（英文）：Looking ahead to the near future, when the infrastructure of socio-economic activities will be transformed into digital platforms, how can we accurately grasp the legal issues that will arise, and how can we realise appropriate legal operations while maintaining social order? For example, in fintech services, services that were previously provided "face-to-face" by humans will be "automated" and "non-face-to-face" by systems, i.e. machines. However, if we focus only on the risks of mechanisation, we may lose sight of the 'essence of the matter'. Inspired by the methodology of Hozumi Nobushige's 'The Telephone and the Law' at the beginning of the 20th century, I proposed the jurisprudential concept of 'legal innovation' to capture 'adaptation' to socio-economic changes such as technological innovation, and proposed a number of legal interpretations.

研究分野：法学

キーワード：プラットフォーム リーガルイノベーション 穂積陳重 技術革新と法 フィンテック ロボアドバイザー

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、電子取引システムを提供する証券取引所の法的責任、電子商取引における消費者問題、ロボット・AI と共存する近未来社会の法的課題の研究に取り組むなかで、**同時多発的な変化相互の関係を整理する「座標軸」のようなものが必要とされている**ことに気が付いた。そのような問題意識から、社会経済活動のインフラがデジタルプラットフォーム化していく近未来を見据え、そこで起きる法的課題をどのように捉えていくべきなのか、もう少し抽象度の高い、分野横断的な理論的考察を試みたいと考えた。

ロボット・AI と共存する近未来社会のインフラとしてのプラットフォーム提供者という理解は、GNSS(全球測位衛星システム)をロボット社会のインフラと定義づけ、GNSS 運営者の法的責任ルールの経済分析をさらに AI 開発者の法的責任ルールへと応用・展開させた森田果教授の分析に示唆を得たものである(『ロボットと生きる社会 法は AI とどう付き合う?』2018 年・弘文堂のゲスト)。この分析を踏まえ、土地工作物責任(民法 717 条)を介してインフラ提供者としての营造物責任(国家賠償法 2 条)と製造物責任(製造物責任法 3 条)が繋がっていること、そして、システム提供責任論(みずほ証券誤発注事件で裁判所がとった証券取引所の責任論)もそれらと同根の法理として捉えることができるのではないかと考えた。このように捉えることは、研究代表者がこれまでおこなってきた各論的研究を包摂する理論の可能性を予感させた。

研究テーマとの関係では、研究開始前の 2018 年は欧州における一般個人データ保護規則(GDPR)と第 2 次金融資本市場指令(MiFID-II)が完全施行されたタイミングであり、データ・ガバナンスや金融サービス利用者保護の考え方が刷新されつつある時期であった。

2. 研究の目的

本研究は、**技術や法制度の紹介ではなく、社会のインフラとしての「法」を支える理論を検討することに主眼を置いた、理論志向の研究である**。核心をなす「問い」は、以下の通りである。

プラットフォーム提供者およびそのサービスを規律するルールはハーモナイズされるべきか。それとも、各々の社会のインフラ・ルールとしてドメスティックであり続けるべきか。

従来、人間が担ってきたプラットフォーム提供者の提供するサービスが、電子システムによって機械代替された場合、当該サービスの法律構成はどうなるか。

プラットフォームにおける取引/権利侵害行為に対するプラットフォーム提供者の帰責をめぐる私法理論の探究

3. 研究の方法

(1) 「金融」における「プラットフォーム提供者」の責任論

研究代表者は、東京高等裁判所に提出した鑑定意見書執筆を契機に、みずほ証券誤発注事件が海外で起きた場合の証券取引所の責任論に関する国際共同研究をおこなってきた。同事件は、2005 年 12 月 8 日にみずほ証券が顧客の委託を受けて「61 万円 1 株」の売り注文をすべきところ「1 円 61 万株」の売り注文を発してしまい、その直後に取消注文を出したが株式売買システムに欠陥があったために取消処理がなされず、みずほ証券が自己勘定で取引を対当させることにより事態の收拾を図ったことで 400 億円を超える損失が発生したというものである。この事件は、**高度に電子化されたプラットフォームにおいて、ヒューマンエラーとシステムエラーの競合によって甚大な損害が発生するリスクが顕在化し、裁判にまで発展した(法的責任が公開された裁判で論じられた)**世界的にも貴重な先例であり、日本の裁判とドイツで同事件が起きた場合に発動する法制度と法的責任主体、そして、その責任の内容について比較検討を行った。これにより、証券取引所のルールはこの 30 年以上「市場間競争」に晒されながらも、日独間で大きく異なっていること、法規範の適用の結果予測は免責可能範囲や損害論を除いてほぼ収斂すること、他方、ドイツ・EU では、**証券取引所のサービス提供が人から機械に代替されたとしても法律構成は維持しており、この点は日本と異なっている**ことが明らかになった(Harald Baum, Mihoko Sumida and Andreas Fleckner, “Haftung für Pflichtverletzung von Börsen -- Deutschland und Japan im Vergleich”, Rabels Zeitschrift, 2018, Heft 3)。

同じ「金融」でも、フィンテック・サービスのプラットフォーム提供者の責任ではどうなるか。比較法研究を実施したうえで、深度ある理論的研究を実施する。

(2) 近未来社会の意思疎通インフラとしてのスマートスピーカーがもたらす法的課題

研究開始した時点で技術革新を体現したコミュニケーションサービス端末として注目されていたスマートスピーカーにフォーカスし、スマートスピーカーがもたらす法的課題について研究を実施した。スマートスピーカーとは、物理的には、マイク、スピーカー、インターネット接続装置から構成されたハードウェアである。しかし、注目したのはその機能であり、利用者の音

声を音声データに変換してインターネットを介してクラウドベースの AI 音声認識サービス (Amazon を例にとると Alexa) にデータが送られ、テキスト変換のうえ解析、処理され、作成された回答を合成音声に変換して出力する。音声認識技術や自然言語処理、それも、人間と機械の関係を主人・執事ではなく親しい友人同士で交わされるような自然な会話を実現する技術 (ソーシャルボット) を実装している。そして、IoT 家電との連携をはじめとする革新的なサービスとの連携を実現させはじめしており、ハンズフリーの経済・社会生活を実現する新たなプラットフォームとなる可能性を秘めていると考えたためである。

研究方法として、当初は、マックスプランク外国私法・国際私法研究所のドイツ人若手研究者と共同で、日本と EU 域内 (具体的にはドイツ国内) における利用規約等の実態調査を経て法的検討をおこなう計画を立てていたが、コロナ禍と家庭の事情が重なって渡航が叶わず中止を余儀なくされ、国内調査を踏まえた単独研究に切り替えた。

(3) 近未来社会のインフラとしてのプラットフォーム提供者責任法理の模索

各論的検討を踏まえて、分野横断型の考察を試みる。「インフラ」責任論という考え方は、検索結果からの自己の犯罪歴の削除請求の可否について判断を下した最高裁判所の平成 29 年 1 月 31 日決定において、インターネットが普及した現代社会において検索エンジンが果たしている役割と機能に着目した判断のなかにその萌芽が見出される。この視点が、他の領域の「プラットフォーム提供者」のなかで展開可能かを検討する。

同決定はまた、検索結果の表示はロボットの機械反応によって行われているため検索エンジン事業者の法的行為と評価することはできない、との主張を斥けている。その意味で、従来、人間が担ってきたプラットフォーム提供者の提供するサービスが、電子システムによって機械代替された際の法律構成に対する一つのスタンスを見て取ることもできる。しかし、人間の「自由意思」を中心に構成されてきた法律学は「機械反応」をどう取り扱うのかについて、未だ適切な道筋を見いだせていない。

4. 研究成果

(1) 穂積陳重の再発見：技術革新と法解釈

研究代表者は、『新注釈民法』という民法典の条文毎の理論・実務の注釈書で「意思表示の効力発生時期等」に関する条文 (民法 97 条乃至 98 条の 2) を担当したことを契機に、ほとんど忘れ去られていた穂積陳重の「電話と法律の関係」という論稿 (新報 14 巻 4 号 [1904] 1 頁、15 巻 6 号 [1905] 1 頁) を見出した。穂積陳重は明治から大正期にかけての法学者で、日本初の法学博士の一人で日本の民法典起草にあたったことで有名だが、稀代の法理論家でもあった。そこでは、民法典が編纂された時期にすでに存在していた「電話」という通信技術が登場した際、イタリア、さらにはドイツ、フランスにおいて電話による意思表示が「隔地者」か「対話者」か、それとも第三のカテゴリーが必要かを巡って議論が紛糾していた経緯が生き生きと論じられている。

もともと「隔地者」概念は、「遠隔地に在る」という物理的に隔てられた地に居る点に着目していたところ、「電話」という革新的な通信技術によって、物理的に互いに隔てられた場所に居る者同士でも、意思の表白 発信 到達 了知が瞬時に可能となり、当事者間で直接的な意思疎通が可能となることとなった。このような事態に対して、穂積は、**法解釈は「事の本質」を問うべきだ**と主張する。そして、簡単な試行実験をおこなって今日誰もが知っている解釈論を導く。それは、隣の部屋同士でも手紙交換により通信すれば「隔地者」、大河を隔てて大声で話せば「対話者」であるから、距離は本質ではなく、時間こそが本質であると。すなわち、「隔地者」と「対話者」を分かち基準として、字義に忠実な から にシフトさせることで、電話の通話を「対話者」と捉えたのである。

このような、**技術革新がもたらす新たな事象に対峙する法制度のあり方や法の解釈適用のあり方を模索し、適切な法の「適応」を探る営みを「リーガルイノベーション」と呼ぶことを提案した。**このような営みの先駆者として穂積を捉えるとき、穂積が、料亭に上がった客らが偶々通信技師で追加注文の可否を火箸で火鉢の縁を叩いて通信しあうなら「対話者」、通常人なら電信技士に託すという独立した媒介者を介するので「隔地者」になるとの例を足掛かりに、意思表示の手段に独立した媒介者が介在するか、意思が相手方に到達するまで「表意者の自由管理の範囲内」にあるか否かという観点 の提案にまで及んでいたこと驚嘆に値しよう。この観点こそ、97 年後にドイツ民法典が IT 化対応として立法化したものにほかならず、まさに先見の明というほかない。

(2) スマートスピーカーを介したサービス規約がもたらす新しい法的課題

そもそも、なぜ、スマートスピーカーを「プラットフォーム」として取り上げる必要があるのだろうか。電話や電子メールと同じく、単なる意思伝達手段ではないのか、と疑問に思うかもしれない。その疑問はもっともな面もある。スマートスピーカーを「プラットフォーム」として、しかも「社会インフラ」として研究対象とした決断には、仮説も含まれていることは否定しがたい。先に述べた通り、今回、詳細な実態調査は実施できなかったが、スマートスピーカーを介したサービス規約の予備調査において、人と人との間で「申込み」と「承諾」の意思表示が合致することで成立する「契約」という、民法の基本原則から逸脱した「注文契約」なる法律構成がと

られている例が確認されたことは注目に値する。しかし、考えてみれば、将来的には利用者に対峙する「人」や「効果意思を含む意思表示」の存在を観念できないまま、「注文」の「到達」だけで「契約」(のようなもの)が「成立」する事態がデフォルトになるのではないかと予想した次第である。

ところで、スマートスピーカーの提供者自身がオンライン・ストアとしてデジタルコンテンツサービスや商品を提供するだけでなく、第三者が商品やサービスを提供する場合もある。ここでも Alexa を例にとると、Amazon は Alexa Skills Kit という API を無償で公開しており、これを用いて第三者は Alexa Skill 機能を開発することが可能となっており、極めて多様な価値を実現させている。このような第三者 Skill のなかでも興味深いものとして、「出前館」という料理デリバリー・プラットフォームが、2018 年秋にリリースしたスマートスピーカー対応サービスがある。このサービスには次のような特徴が確認される。対応端末として、音声認識だけでなくタッチ画面を搭載したモニター一体型のスマートスピーカー限定でリリースされたこと、料理を提供する加盟店と利用者との間の「注文契約」は「利用者が当サイト上、当サイトの加盟店に対し注文行為を行い、当社がその注文情報を受け付けた場合、当サイト上にて、注文を受け付けた旨を表示し、その表示をもって受け付けを完了」とし、その受付完了をもって、利用者対象加盟店との間の「注文契約が成立」となる。ただし、受付完了に加盟店の承認が必要な取引の場合は、加盟店が承認し、受付完了メールの送信をもって受付が完了となる。当社(出前館)は、受け付け完了と同時に登録メールアドレス宛に「受付完了メール」を送信するが、いかなる到達障害についても完全免責を規定している。

まったく推測の域を出ないものの、このようなルールとなった背景には、サービス(メニュー)選択を、音声認識のみならずモニター画面上の表示を介するコミュニケーションと組み合わせることによって誤注文等のリスクを最小化しようとした意図が透けて見える。

しかしながら、先に指摘したように、より重大な点は、「注文契約」という、利用者の「申込み」の意思表示が AI システムに「到達」して効力発生した旨を「表示」することで成立するというルールが考案されていることである。確かに、モニター画面を介した「表示」がなされるとしても、それは Alexa という AI システムが出力したものにほかならず、ここに「意思表示」を見出すことは難しい。

この「注文契約」の法的正当化ないし解釈については、2つの途があり得よう。サブスクリプション・サービスに寄せて捉えるか、IoT に寄せて捉えるかであろう。は、枠組み契約として、月額利用料を支払えば無制限で音楽や映画が視聴できるサービス同様の Alexa サブスクリプション・サービスの契約が Amazon と利用者の間で結ばれており(ここでは申込みと承諾の意思表示が一致して契約が成立する)、出前注文は、その枠内でなされる利用者のリクエストと捉えることができるというものである。この場合、フードロスの負担の問題は、契約の成立の有無ではなく、申込み(注文)の効力発生の有無、つまり「到達」の解釈問題となるであろう。は、人の意思に合わせてモノを操作することが可能になったが、モノに「意思」はない世界をどう捉えるか。それは AI システムというペットを飼っているような状態として論ずるべきかの問題となろう。いずれの途をとるかにより、フードロスやシステム障害があった場合の負担のあり方が変わってくるとの指摘をおこなった。

(3) 革新的なオンライン資産運用サービス「ロボアドバイザー」と金融業者の法的義務

研究代表者は、「フィンテックと金融商品取引法」をテーマとする金融法学会第 35 回大会シンポジウムにおいて報告を拝命したことを契機に、「ロボアドバイザー」というオンライン資産運用サービスを提供する金融業者の法的義務について研究をおこなった。

ロボアドバイザーは、21 世紀初頭にアメリカで誕生してからわずか 10 数年の間にアメリカをはじめとする世界各国において新たな個人資産運用サービスとして確固たる地位を確立し、その市場は今後も拡大していくと予測されている。わが国でもその市場規模は拡大しており、資産運用立国の実現にむけて 2024 年から拡充される NISA(小額投資非課税制度)対応として、ロボアドバイザーに改めて注目が集まっている。テクノロジーを活用した新たな金融サービスのなかでも、資産運用サービスを人ではなくロボット(機械)が提供する点に特徴があるロボアドバイザー。ただ、そのサービスへの法的アプローチを考える際、機械化のリスクにばかり目を奪われてしてしまうと「事の本質」を見失いかねない。テクノロジーがもたらす変化に的確に「適応」する「リーガルイノベーション」という新しい法学コンセプトのレンズを介することで、ロボアドバイザーを法的にどう捉えるべきなのかを検討した。

ロボアドバイザーにも実に様々な形態があるが、パソコンやスマートフォン上で年齢、職業、投資目的や経験、リスク許容度など簡単な質問項目への回答を入力すると、回答者に適したポートフォリオや金融商品を提示するアドバイス型と、投資判断まで委ねる投資一任型とがある。「ロボ」といわれるのは投資アドバイスが人を介さず、自動化されていることを意味し、現代ポートフォリオ理論に基づく「長期・積立・分散」の資産運用サービスがアルゴリズムによって自動化される。この「自動化」と「非対面性」は、コストの合理化を実現するとともに、人の介在に孕むリスク・限界を克服する途を拓き、これまで投資アドバイスが行き届かなかった層にまで金融市場へのアクセスをもたらした(資産運用サービスの民主化・大衆化)という意味で、ロボアドバイザーの革新性のコアをなす要素といえることができるであろう。急速な普及の背景には、スマートフォンの普及とユーザー・インターフェイスの向上によるネットワーク効果が働いたこ

とにくわえ、先進諸国が直面する年金問題に対応するサービスが提供されていない「投資アドバイス・ギャップ」、「年金クライシス」といわれる状況があった、とも指摘されている。つまり、ロボアドバイザー提供業者の法的責任を考える際には、この高齢社会を見据えた「金融包摂」という機能を果たしている点を見落とすべきではなからう。

また、これまで対リテール顧客の金融業者の法的義務の議論は、対面取引での販売・勧誘段階での説明義務・適合性原則に集中していたが、これが、サービス提供に人が介在しない非対面、言い換えれば、サービスの担い手が人から機械になったとき、これらの法理はどのような形で展開されるのか。一般論として、この領域の金融規制は金融業者が行っている「業務」に着目して組み立てられており、民事ルールもその影響を受けざるを得ないという関係にある。この点を踏まえると、この問題は、自動化されて機械が提供することとなった「業務」の把握や規律のスタンスと切り離して考えることはできない。更には、ロボアドバイザーが台頭した投資アドバイスの法的規律のあり方は、金融危機を経てなされたリテール投資家保護法制の抜本的改革の重要論点であったことも留意する必要がある。

このような視点を踏まえて、ロボアドバイザーというオンライン資産運用プラットフォームを提供する金融業者の金融規制の論点を整理すると、課せられている情報提供義務は、投資がはらむリスクを説明すべきという考え方に収まらない、「自動化」を実現している機械の特性や限界をサービス利用者に情報提供すべきという自動化サービス仕様書的なものにまで及んでいる。また、ロボアドバイザーの金融規制ではディスカウント・ブローカーでみられたような顧客の保護レベルの引き下げは見られず、むしろ「いかにして対面取引で実施されている適合性審査などの営みを、非対面の、機械を介した顧客とのオンライン上のやりとりの中で適切に実現させるか」に腐心している。その意味で、人の法を機械にも及ぼす同一ルール・プリンシプル(Same Rule Principle)が国際的主流であることが確認された。これは、ロボアドバイザーが提供しているサービスに着目したとき、高頻度取引(HFT)のようにスピード競争という局面で機械の人に対する優位性が明らかな領域とは異なり、むしろ、人と機械が各々の特徴を發揮しながら市場で競争を展開していることによると考えられる。

さらには、ロボアドバイザーは、入力されたデータを機械処理して投資アドバイスを出力するシステムを提供している者として、システムの設定管理の全体について注意義務を負い、その機能充足を担保する人的・物的態勢を整備する義務を負うと考えられている。

これらの結果を踏まえ、ロボアドバイザーの提供者は、「非対面取引」ではあるものの「勧誘」に係るルールである「適合性原則」の適用を肯定できること、よくみられる「ロボアドバイザーのアドバイスは一般的な投資推奨であって、顧客のために個別化されたアドバイスではない」との免責文言も、サービスが服する法規範の不透明性に伴う不利益を金融業者から顧客側に転嫁する、顧客にとって一方的に不利な条項で無効と解する可能性を示した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計16件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 3件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 角田美穂子	4. 巻 259
2. 論文標題 42法人区分所有者と個人区分所有者の管理費の額に差異を設ける条項	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 マンション判例百選・別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 86-87
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 角田美穂子	4. 巻 263
2. 論文標題 4 契約締結にかかる説明義務違反	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 民法判例百選 債権[第9版]・別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 10-11
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 角田美穂子	4. 巻 7
2. 論文標題 自著を語るVol.03 『リーガルイノベーション入門』	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 金融・資本市場リサーチ	6. 最初と最後の頁 339-345
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 角田美穂子	4. 巻
2. 論文標題 14 詐欺・錯誤と消費者契約法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 千葉恵美子・潮見佳男・片山直也編『Law & Practice民法 総則・物権編[第5版]』所収	6. 最初と最後の頁 91-100
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 角田美穂子	4. 巻 -
2. 論文標題 意思表示の効力発生時期規定の現代化 リーガルイノベーション序説	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 岡本裕樹ほか編著『民法学の継承と展開 中田裕康先生古稀記念』所収	6. 最初と最後の頁 211-231
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 角田美穂子	4. 巻 2145
2. 論文標題 商品先物取引員の従業員の勧誘・受託の違法性と並び役員の内部管理体制整備義務違反を認めた事例(名古屋高裁令和元年8月22日判決・金法2133号74頁)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 金融法務事情	6. 最初と最後の頁 59 - 62
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 角田美穂子	4. 巻 249
2. 論文標題 カプセル入り玩具のカプセルの幼児による誤飲(鹿児島地判平20・5・20)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 消費者判例百選 第2版 (別冊ジュリスト)	6. 最初と最後の頁 214 - 215
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Mihoko Sumida	4. 巻 49
2. 論文標題 Robo-Advisors and the Legal Duties of their Providers	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Journal of Japanese Law	6. 最初と最後の頁 201-221
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 角田美穂子、大場光太郎	4. 巻 1150
2. 論文標題 テクノロジーの進化とリーガルイノベーション	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Simon Deakin, Felix Steffek, 小塚荘一郎、梶谷勇、野間幹晴、角田美穂子、工藤俊亮、大本綾	4. 巻 2836号、2839号、2843号、2846号
2. 論文標題 国際シンポジウム：テクノロジーの進化とリーガルイノベーション：第2部テクノロジーの進化に対する工学×経営学×法学のアプローチ ~ 完	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 商事法務ポータル	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 Simon Deakin, Felix Steffek, 小塚荘一郎、小島一浩、野間幹晴、角田美穂子、工藤俊亮、大本綾	4. 巻 SH2851号、2853号、SH2859号
2. 論文標題 国際シンポジウム：テクノロジーの進化とリーガルイノベーション：第3部 検討すべき課題、求められる人材育成とは? ~ 完	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 商事法務ポータル	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 角田美穂子	4. 巻 60
2. 論文標題 消費者契約法における消費者の意義と消費者に該当しない当事者に対する説明義務違反(判批：東京高判平29・11・29)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 38 - 41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 角田美穂子	4. 巻 35
2. 論文標題 シンポジウム フィンテックと金融商品取引法 ロボアドバイザーと金融業者の法的義務	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金融法研究	6. 最初と最後の頁 67 - 78、115 - 122
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 角田美穂子	4. 巻 2095
2. 論文標題 ロボアドバイザーと金融業者の法的義務	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 金融法務事情	6. 最初と最後の頁 34-43
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 ハラルド・パウム / アンドレアス・マーティン・フレックナー / 角田美穂子	4. 巻 1131、1132
2. 論文標題 電子取引システム障害についての証券取引所の法的責任	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 11-18、42-52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 角田美穂子	4. 巻 HJ300017
2. 論文標題 ロボアドバイザーへの法的アプローチ～リーガルイノベーションという視点から	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 判例秘書ジャーナル	6. 最初と最後の頁 1-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 6件／うち国際学会 2件）

1．発表者名 角田美穂子
2．発表標題 Society5.0における司法制度を考える ～集中講義「テクノロジーとリーガルイノベーション」で得た気づきをもとに
3．学会等名 自由民主党司法制度調査会（招待講演）
4．発表年 2021年

1．発表者名 Mihoko Sumida
2．発表標題 Robo-Advisor and Legal Duties of its Providers
3．学会等名 Joint Seminar of the University of Cambridge, Faculty of Law 's Centre for Corporate and Commercial Law (3CL) and the Judge Business School 's Centre for Business Research (CBR)（招待講演）（国際学会）
4．発表年 2019年

1．発表者名 角田美穂子
2．発表標題 ロボアドバイザーと金融業者の法的義務
3．学会等名 金融法学会第35回大会（招待講演）
4．発表年 2018年

1．発表者名 角田美穂子
2．発表標題 電子商取引と法～理論編
3．学会等名 司法研修所裁判官研修（招待講演）
4．発表年 2018年

1. 発表者名 角田美穂子
2. 発表標題 フィンテックと法制度－ロボアドバイザーと金融業者の法的義務
3. 学会等名 一橋大学大学院フィンテック研究フォーラム（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Mihoko Sumida
2. 発表標題 Legal Innovation: Exploring Justice for Society 5.0 with Multi-Disciplinary Team
3. 学会等名 Eighteenth International Workshop on Juris-Informatics (JURISIN 2024)（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 角田 美穂子、フェリックス・シュテフェック編著	4. 発行年 2022年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 434
3. 書名 リーガルイノベーション入門	

1. 著者名 山本敬三編、滝沢昌彦、吉岡信之、中舎宏樹、齋藤聡、山下純司、中園浩一郎、田中教雄、角田美穂子	4. 発行年 2024年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 -
3. 書名 新注積民法(3) 総則(3) 第2分冊 意思表示	

〔産業財産権〕

〔その他〕

国際シンポジウム テクノロジーの進化とリーガルイノベーション
http://www.hit-u.ac.jp/hq-mag/project_report/342_20190701/
 Robo-advisers and Legal Duties of their Providers
<https://www.3cl.law.cam.ac.uk/press/events/2019/09/joint-cbr-3cl-seminar- robo-advisers-and-legal-duties-their-providers>
 国際シンポジウム「テクノロジーの進化とリーガルイノベーション」
<https://legalinnovation.peatix.com/>

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会	開催年
国際シンポジウム「テクノロジーの進化とリーガルイノベーション」	2019年～2019年

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関		
英国	University of Cambridge, CBR	University of Cambridge, Law Faculty 3CL	
ドイツ	Max-Planck-Institute for private law		